

一般社団法人日本障がい者乗馬協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては次のページにて公開している。

<https://jrad.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	B	各機関からの助成金による事業実施が多く、中期的な計画が立案出来ないため、現状のHP公表済み事業実施基本計画は単年度のみであります。 2021年度より中期計画を策定し、HPに掲載予定となります。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	B	採用予定自体がないため、未公表です。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	A	収支予算、収支決算をHPで公表すると共に、監査報告書も公表することで財務自体の健全性とその客観的正当性を公表しております。	1.2020年度収支決算書 2.2020年度監査報告書 3.2020年度収支予算書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	A	現在の役員構成は多様性をもっており、女性理事の比率も達成しております。 2021年度にガバナンスコードに適合を高める為、定款変更を行い、外部理事の人数（比率）等を制定化致します。	4.HP内協会体制に理事・監事名を記載

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	B	上記同様、2021年度に定款変更による制定を行うと共に、その達成に向けたフロー化（方策）を行います。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	B	アスリート委員会については、現在、設置を準備中となります。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	A	一般社団法及びそれに準じた弊会定款に基づき、理事会を開催しており、理事会での決定項目も定款により明確化しております。	5.JRAD定款

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	B	2021年度に役員就任に関する規定作成を行います。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	B	現在、その規程はなく、今後策定を致します。	
				【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	B	2021年度に役員の就任に関する規定作成を行います。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	B	2021年度に役員の就任に関する規定作成を行います。	
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	A	事務局規程や賃金規程等、整備をしておりますが、より適合性を高める為、2021年度に一部改訂を行う予定です。	
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	A	事務局規程や賃金規程等、整備をしておりますが、より適合性を高める為、2021年度に一部改訂を行う予定です。	6.JRAD給与規定 7.JRAD慶弔規程 8.JRAD経費規程 9.JRAD事務局規程 10.JRAD就業規則 11.JRAD文書取扱規程 12.JRAD旅費規程 13.JRAD臨時職員等に関する就業規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	A	整備済みです。	14.JRAD定款

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	A	定款で規程済みです。	15.JRAD定款
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	B	基盤といった類の規程整備は現在出来ておりません。2021年度に整備予定です。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	A	理事会決議による選考規程決定・そしてその情報開示を実施済みです。	16.2020年パラリンピック代表人馬選考基準 (2020年12月24日改定)
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	B	審判取得資格については制定済みですが、より適合性を高める為の改善は必要と感じております。	17.JRADパラ馬術資格認定規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	A	コンプライアンス委員会の設置、理事メンバーに弁護士が入っている点など、体制が整っていると感じております。	18.HP内に協会の体制図を記載

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	A	コンプライアンス委員会を設置しております。	19.HP内に協会の体制図を記載
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	A	理事弁護士、外部弁護士を確保しております。	20.HP内に協会の体制図を記載
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	B	定例的な研修会等はまだ実施しておりません。2021年度に実施予定です。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	B	定例的な研修会等はまだ実施しておりません。2021年度に実施予定です。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	B	定例的な研修会等はまだ実施しておりません。2021年度に実施予定です。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受 けることができる体制を構築 すること	A	パラリンピックサポートセンターのシャードサービス機能を活用しております。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	A	一般社団法に基づくと共に、経理担当者を常任し、対応を行うと共に、外部・内部監査を実施してお ります。	21.2020年度監査報告書 22.JRAD経理規程
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	A	一般社団法に基づくことで法令順守を実施しておりあmす。	
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	A	財務諸表についてはHPで開示を行っております。	23.2020年度収支決算書 24.2020年度収支決算書 に対する注記 25.2019年度キャッシュ フロー計算書 26.2020年度財産目録 27.2020年度正味財産増 減計算書 28.2020年度貸借対照表 29.2020年度決算監査報 告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	A	選考基準等、HPで開示を行っております。	30.2020年パラリンピック代表人馬選考基準 (2020年12月24日改定)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	B	現在は開示をしておらず、2021年度中に実施予定です。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	A	利益相反が疑われる内容については、理事会にて決議を行う事でその適正を確保しております。	31.2021年度第3回JRAD 理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	A	役員構成等、定款で定めております。	32.JRAD定款
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	B	現在、その制度はできておらず、2021年度に制度化を行う予定です。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	B	現在、その制度はできておらず、2021年度に制度化を行う予定です。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	B	懲罰制度自体は制定されておりますが、公表には至っておらず、2021年度に実施します。	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	A	コンプライアンス委員会は内部弁護士、外部弁護士による構成となっております。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	B	現在、手続きを進めております。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	B	現在、手続きを進めております。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	B	2021年度中に策定します。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	B	2021年度中に策定します。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	A	コンプライアンス委員会は内部弁護士、外部弁護士による構成となっております。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	N	地方組織自体が存在しません。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
	る。				
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	N	地方組織自体が存在しません。	